平成２２年（フ）第５１３号
群馬県高崎市上里見町774
債務者　古谷　時枝（旧姓益子）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１４号
埼玉県桶川市寿２丁目16―２
債務者　飯塚　京子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１５号
茨城県古河市女沼1748―77
債務者　柴田　陽子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１９号
神奈川県川崎市宮前区有馬７丁目５―22―201
債務者　池田　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２６号
茨城県つくば市観音台１丁目34―16　ルミナス観音台壱番館504
債務者　長沢　有史
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２７号
茨城県つくば市観音台１―34―16　ルミナス観音台壱番館504、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字長砂664
債務者　飛田眞智子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３５号
神奈川県川崎市幸区神明町２丁目８　斉藤笑子方
債務者　松本　悠太
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４５号
東京都品川区東品川１丁目７―12―２Ｆ
債務者　飯佐美育子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４７号
東京都足立区扇３丁目９―２―205
債務者　岡本　裕介
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５０号
埼玉県さいたま市桜区田島８丁目15―11―404
債務者　山野　久美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５２号
東京都足立区鹿浜２丁目38―９―201
債務者　間宮　慶一
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５３号
東京都羽村市神明台２丁目４―１―611
債務者　森田　　徹
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５４号
東京都江戸川区南小岩７丁目38―22
債務者　菅原　優子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５６号
埼玉県草加市稲荷１―２―５―Ｂ106、住民票上の住所埼玉県さいたま市北区東大成町１丁目159―５―801
債務者　中里　栄子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５７号
東京都墨田区東向島５丁目１―20、住民票上の住所東京都墨田区千歳２丁目１―５　金井方
債務者　竹谷智江利
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部